

仕様書

1 案件名称

旭区役所庁舎東側玄関ポーチ床タイル修繕業務

2 業務内容

旭区役所庁舎東側の玄関ポーチ床タイルが経年劣化により一部剥がれているため部分補修を行う。

3 履行期限

令和8年3月31日（火）

4 履行場所及び作業実施期間

（1）履行場所

大阪市旭区大宮1丁目1-17

旭区役所 東側玄関

（2）作業実施期間

作業日時の詳細は、事前に発注者と協議のうえ決定すること。

5 仕様

別紙「仕様詳細」のとおり

6 完了報告書

作業完了後、作業内容及び作業の完了を示した報告書（様式は任意のものとし、記録写真（施工前・工程・施工後）を載せること）を発注者あてに令和8年3月31日（火）までに提出すること。なお、設置状況が写真で判断しにくい場合は説明図等を添付すること。

7 適用範囲

- （1）本仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- （2）本仕様書に定めのない事項で作業実施が必要と認められる軽微なものについても、契約金額の範囲内で実施すること。
- （3）契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。契約後における仕様書の疑義については、本市の解釈によるものとする。

8 その他

- (1) 見積書の作成に当たり、事前の現地確認は可とする。現地確認の日時については、3月2日（月）から3月10日（火）の間に「9. 担当」と調整の上定めるものとする。

※現地確認時に本市職員へ質問等を行わないこと。質問がある場合は下記（8）のとおりとする。

- (2) 修繕にかかる部材等は、未使用新品とすること。
- (3) 作業に際しては、建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は、受注者において完全に修復すること。
- (4) 本業務で知り得た個人情報、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うこと。
- (5) 本業務にかかる協議及び打合せ等の必要経費、作業費、作業品の搬送経費、作業場所への搬入、養生、設置及び修繕に当たって必要となる部材等の諸費用は、すべて本契約に含むものとする。ただし、作業に要する光熱水費は、発注者負担とする。
- (6) 本契約に基づき提出する資料は、本市における公文書として一定期間保存し、市民からの要求があれば公開の対象となるものであることを留意のうえ作成すること。
- (7) 作業に当たっては、発注者と十分調整のうえ現況を確認し、既存の施設、設備への影響を最小限にとどめること。
- (8) 応札に当たっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は、質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札すること。
なお、質問受付期間経過後の疑義は、受付しない。
- (9) 各種法令等を遵守し、業務を遂行すること。
- (10) 敷地内に駐車可能（無料）

9 担 当

大阪市旭区役所 総務課

担当：浜角

所在地：大阪市旭区大宮 1 丁目 1 番17号

電 話：06-6957-9625

ファックス：06-6952-3247

メー ル：tp0001@city.osaka.lg.jp

【仕様詳細】

施工内容：現状、タイル7枚が浮いており、ガタついている状態のため補修を行う。

※再利用できるタイルは再利用し、再利用できない場合はモルタル等で補修を行うこと。

施工範囲：約2100mm×300mm（タイル7枚分（30cm角））



不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

(報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課 電話：06-6957-9625)

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること